

# 秋田地方最低賃金審議会

## 議 事 録

令和4年度 第2回

令和4年8月1日（月）開催

1 日 時 令和4年8月1日(月) 13時28分～14時10分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 白木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中4名出席

井上正克 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

川口労働局長 立花労働基準部長 佐々木賃金室長

小林賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 生活保護と最低賃金について

令和4年度賃金改定状況調査の結果について

(2) 賃金実態調査結果について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 生活保護と最低賃金との比較関係資料

資料番号2 令和4年度賃金改定状況調査結果

資料番号3 令和4年度賃金実態調査結果報告(抜粋)

資料番号4 秋田地方最低賃金審議会日程(案)

資料番号5 秋田地方最低賃金改定の審議にあたっての意見書(写)

資料番号6 秋田弁護士会長声明(写)

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第2回秋田地方最低賃金審議会を開

催いたします。本日は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 5 名、合計 14 名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は、労働者代表委員本堂委員でございます。

それでは、これからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

#### ○赤坂会長

議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第 7 条において、「会長のほかに会長が指名した委員 2 名」となっておりますので、本日は労働者代表 井上委員、使用者代表 佐藤委員にお願いします。

本日審議する議題は、議題 1 「生活保護と最低賃金について、令和 4 年度賃金改定状況調査の結果について」、議題 2 「賃金実態調査結果について」、議題 3 「その他」となっております。

それでは、最初に局長から一言お願いします。

#### ○川口局長

秋田労働局長の川口でございます。

本日は第 2 回の最低賃金審議会でございますが、当初の予定では、中央最低賃金審議会の目安にかかる答申について伝達することとしておりましたが、ご案内のとおり、今現在、中賃の目安審議が「労使双方が十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を数次にわたり行っているところであり、まだ伝達することができない状況でございます。

この後、中賃の目安については事務局から経過について説明があるかと思えます。今後、皆様には答申があり次第伝達することとしますが、本日からの金額審議にあたりまして、委員の皆様には、地域の経済、物価高の影響などを見極め、地域間格差にも配慮した十分な審議を行っていただきますようお願いいたします。

#### ○杉本賃金調査員

カメラ取りはここまでとさせていただきます。

#### ○佐々木賃金室長

続きまして、私の方から中賃目安小委員会の状況についてご説明いたします。

25 日の中賃目安小委員会では、目安を取りまとめるべく公労公使で個別に意見

を伺いながら鋭意調整を進めたものの、依然として労使双方の主張の隔たりがあること。

昨年度の審議会において異例の採決となり、その後の審議の総括においても、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること。

また、中賃の答申は、目安額の根拠・理由について明快で納得できるものとして欲しいとの労使からの意見を踏まえ、公益委員が再度検討するなどにより時間をかけた丁寧な審議を行っているところでございます。

厚労省の発表によれば、本日1日午後3時から、第5回目安小委を開催することとなっておりますので、審議の状況を注視しつつ新しい情報が入った際には、皆様にお伝えしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、関連した資料として、資料番号1の「生活保護と最低賃金」についてご説明いたします。

中央最低賃金審議会目安小委員会において、生活保護と最低賃金の比較について最新のデータに基づく結果が公表されています。

最初に、今年度の比較計算にあたっての留意点が厚生労働省から示されていますので説明いたします。

平成元年度の可処分所得割合は、0.817とすること。生活保護については、最新データである令和2年度のデータを使用すること。人口加重平均を算出する際の人口は、令和2年国勢調査の数値を用いること。が示されておりまして、以上のことを踏まえて計算した結果が資料番号1ということになります。

開いていただきますと、1～2ページに折れ線グラフがあります。

1ページのグラフは、下段の注3に書いてありますが、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものとなっております。

点線の折れ線グラフが生活保護、実線の折れ線グラフが最低賃金となっており、秋田県は、下の右から3つ目のところにありますが、全ての都道府県で実線の最低賃金が点線の生活保護を上回っているという状況となっております。

また、令和3年度の最賃引上げを考慮したものが次の2ページのグラフとなっております。

次の3ページが、これを表にしたものになります。

平成25年度までは全国の一部の都道府県において、乖離がありましたが、ここ数年の最賃引上げ等により、平成26年度以降は全国で乖離は発生しておりません。

上から5番目に秋田県の数字が出ておりますが、秋田県では令和2年度データで最賃が130円上回っており、昨年度の最賃引上げ額を考慮すると、最賃が160円上回っていることとなります。

次の4ページには、「生活保護と最低賃金の比較について(令和4年度)」として、秋田県の状況について詳細に計算した内容を記載しておりますので、参考にいただければと思います。

最低賃金と生活保護との比較の関係の説明は、以上でございます。

次に、資料番号2をご覧ください。

「令和4年賃金改定状況調査結果」についてご説明いたします。

この調査は、最低賃金の改正審議の参考とすることを目的として実施した調査で、全国約4,700事業場、約30,000人の労働者を集計し、令和4年6月分とその1年前である令和3年6月分の賃金を比較調査し、その動向をまとめたものでございます。なお、本調査は厚生労働省が行っているものであり、都道府県単位での集計は行っていないことを申し添えます。

全国集計の結果によりますと、1年前と比較した労働者の賃金動向については、この資料を3枚めくっていただきまして、7ページ第4表②「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)」をご覧ください。

それぞれ、ランクごとに集計されております。秋田はDランクになりますので、「一般・パート計」のDランクのところ、数字の書いてあるところの左から3つ目にある賃金上昇率を見ていただきますと賃金上昇率が、プラス1.9%となっております。昨年の0.3%を1.6ポイント上回っております。

また、その下の欄には一般労働者とパート労働者に分けて集計されておりますので、併せてご確認いただければと思います。

こちらの第4表については第4表①、第4表②、第4表③をつけさせていただいております。関連資料についての説明は以上です。

#### ○赤坂会長

ただ今の説明についてご質問などがありましたらご発言願います。

特にないようですので、次の議題に移ります。

次に、議題2「賃金実態調査結果について」事務局から報告してください。

#### ○小林賃金指導官

令和4年度賃金実態調査結果につきまして説明いたします。資料番号3の1ページ、賃金実態調査の概要をご覧ください。

この調査は、1.調査の目的にあるように、秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施しています。以下、2.調査対象産業、3.事業所の規模、4.調査対象月、5.調査実施期間、6.集計方法については、ここに記載している内容をご確認下さいますようお願いいたします。

願います。次に、7.集計事業所数及び労働者数ですが、これは総務省の平成28年経済センサスに本省で令和2年次データを加味した、対象事業所約20,000、対象労働者約142,000人の中から、さらに業種等のバランスをとって抽出調査を行い、実際に集計した事業所及び労働者数を記載しております。

なお、この報告で申し上げる調査結果の数値は、あくまでも調査件数から母数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。

また、特定最低賃金が適用される非鉄金属、電子部品、自動車製造、自動車(新車)小売関係については、18歳未満65歳以上の者、雇入れ後6カ月未満であって、技能習得中のもの、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な作業に従事する者、電子部品等製造業では、組立又は加工の業務のうち、主として卓上で行う組線、巻線、はんだ付け、検査の業務に従事する特定最賃適用除外労働者を含んでおります。

2ページは、調査対象となっている業種を産業分類番号で表示しております。

3ページは、秋田県賃金実態調査表(賃金分布の概要)でございます。平成24年度から掲載しておりますが、一番右が令和4年度の結果でございます。時間当りの平均賃金額は、1,195円、前年比でプラス2.0%となっております。

なお、表の左側の項目で、第1・10分位数、中位数などの統計用語につきましては、13ページ以降で解説しておりますので、後ほどご覧願います。

4ページは、最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移でございます。現行の秋田県最低賃金額822円に対する未満率は1.3%となっております。

なお、未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率。影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率のことをいいます。

実際には、5ページの最低賃金基礎調査結果表をご覧ください。表の左側に、賃金階級として811円までから始まって、以降812円から899円まで1円刻みの賃金階級を設定しております。そして、900円からはある程度大きな刻みで設定しております。

次に、左から2列目の合計欄をご覧ください。上段の数字は、左側の賃金階級に属する労働者数を示しておりますが、811円から下の行の階級は、811円までの累計の労働者数を示しております。現行の822円未満の労働者は、811円から821円までのところを見ていただきますと、1,615人いるということになります。

そして、そのカッコ内の数値は全体の人数に対する比率を示しており1.3%と表示されております。したがって、これが現行の最低賃金に対する未満率ということになります。

なお、実際に最低賃金額822円で働いている労働者は、822円の賃金階級の累計数8,682人から、その前の賃金階級である821円までの累計労働者数1,615人を差し

引いた7,067人となり、率では5.8%ということになります。以降822円からのカッコ内は最低賃金を改定した場合の影響率として見ていくこととなります。

参考までに、7ページの令和3年度の調査結果表をご覧ください。令和3年度は最低賃金額が822円に改定されましたので、その1円下の821円のところをご覧くださいと18.1%となっております。これが、令和3年の改定後の影響率ということになります。

次に少し飛んで13ページをご覧ください。全労働者に占めるパート労働者の比率と労働者の男女比を業種別に比較したものでございます。パート労働者の比率は総計で30.9%となっており、労働者の男女比は、総計で39：61となっております。

集計結果の説明は以上でございますが、この集計結果及び9ページから12ページまで掲載しております集計結果(性別年齢別)については、10月を目処に全国とりまとめの上、厚生労働省においてホームページ及び政府統計の総合窓口e-Statへ掲載することとなります。

また、これら集計表の復元に関しては、全国斉一性を担保するため労働者数による復元で行うこととしておりますが、あくまでも実数ではございませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。以上でございます。

#### ○赤坂会長

ただ今の説明について、ご質問などがありましたら発言して下さい。

特にないようですので、次の議題に移ります。

議題3その他ですが、委員の皆さまから何かありますか。

#### ○佐々木賃金室長

事務局からよろしいでしょうか。

今後の審議日程(案)、意見書、専門部会の委員についての3点について、事務局から提案、説明させていただきたいと思っております。

#### ○赤坂会長

1点目の今後の審議日程(案)について、説明してください。

#### ○佐々木賃金室長

それでは、今後の審議日程(案)について説明させていただきます。

資料番号4に案をお示ししております。

現時点で中賃の目安が出ていない状況であり審議の状況によりまして流動的な

面はございますが、現段階におきましては、本日本審議会終了後、この会場において第1回目の専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出した後、参考人の意見聴取を行います。その後に、金額審議に入る予定です。

それから、8月3日から予定している第2回専門部会以降の日程については、中賃の目安審議次第となりますので、2つの(案)を用意しております。

まず、審議日程(案-1)と書かれているものになります。

8月3日午後3時から第2回目の専門部会を、8月5日午後1時30分から3回目の専門部会を開催する予定としております。

8月5日の専門部会終了後に第3回目の本審を開催し、専門部会からの報告を予定しております。8月5日の専門部会終了の目途としては、午後3時頃を予定しておりますが、専門部会の審議状況により午後3時を大幅に過ぎる可能性もあります。

また、専門部会で全会一致とならなかった場合には、本審で採決していただくこととなります。

ここまではあくまでも8月3日の専門部会で中賃の目安が伝達できる場合が前提となっております。8月5日の専門部会で結審に至らない場合は予備日としております8月8日に専門部会を開催することになります。この日で採決により結審となった場合には本審での採決が必要となりますので、本審をセットしたいと考えております。

次に(案-2)をご覧ください。8月3日の部会に目安伝達が間に合わない場合の予定でございます。この日に目安伝達ができない場合は、部会を開いて金額審議としても審議ができないものと思われることから、この日の部会を取りやめ、8月5日に延期して開催することとしたいと思っております。したがって、当初5日に予定されていた、その後の第3回本審は開催せず、8月8日に延期して開催することとします。

そして、第3回の専門部会を8月8日の月曜日に開催したいと思っております。ここで結審した場合は、部会終了後に第3回目の本審を開催し、部会からの報告を予定しております。8月8日の専門部会終了の目途としては、午後3時頃を予定しておりますが、部会の審議状況により午後3時を大幅に過ぎる可能性もあります。

また、部会で全会一致とならなかった場合には、本審で採決していただくこととなります。

なお、8月8日に結審に至らず審議継続となった場合でも特定最賃改正決定の必要性の諮問を行う必要があります。本審を開催しなければなりませんので、ご協力方よろしくお願いいたします。

今ご説明しました(案-1)、(案-2)にある8月8日で結審に至らない場合は継続審議となり、8月9日にも改めて日程調整のうえ開催したいと思っておりますので何卒宜しくお願い致します。

いずれにおきまして、最後答申となった場合は異議の申出の公示をいたします。異議があった場合は、異議審を開催することになります。

8月5日に答申があった場合は、8月23日に異議審を開催することになりますが、発効手続き等のため開催は午前中となります。

8月8日に答申があった場合は、8月24日に異議審を開催することになります。

8月9日答申の場合は8月25日異議審、8月10日の場合は8月26日異議審とずれていくことになります。

委員の皆様にはご多忙の中、再度の日程調整をお願いすることもあるかと思っておりますので何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

審議日程につきましては、以上でございます。

#### ○赤坂会長

審議日程案について、何かご意見等ありますか。

特にないようですので、この審議日程により開催することとしますので皆様よろしく申し上げます。

次に、2点目の意見書について事務局から説明してください。

#### ○佐々木賃金室長

意見書について、事務局から説明させていただきます。

資料番号5、秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書(写)をご覧ください。

前回開催しました6月29日付けの改正諮問に伴う意見聴取の公示に対しまして、労働者側10団体から意見書が提出されました。

この意見書につきましては、前回の本審議会における議決に基づき、意見陳述していただくよう調整し、本審議会終了後の専門部会におきまして、直接、意見聴取を行うことになっております。

労働者側からの意見書の中身を見ますと、秋田県労働組合総連合からの意見書に代表されますように、1ページの2から順番に、「2.最低賃金の改善で生存権保障を」、「3.独立して生計を営める賃金水準を目指してください」、「4.地域間格差解消は待ったなしの課題です」、「5.中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を」、「6.最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています」と記されており、4ページの記以下に3点が要望事項としてまと

められています。

1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引上げを実現すること。

2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。

3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

となっております。

また、今回の意見書とは別に、秋田弁護士会会長から秋田地方最低賃金審議会会長あて提出された会長声明も資料番号6として添付しておりますので、この概要についてご説明いたします。

1. 秋田県の最低賃金822円では、1か月144,672円、年間1,736,064円にしかならない。

最賃制度をセーフティーネットとして実効的に機能させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務である。

2. 前年は30円の引上げとなったものの、依然として全国加重平均930円を大きく下回っており、地域間格差の是正には全く至っていない。

最近の調査結果によれば、地方と都市部の最低生計費には地域間格差がほとんど存在しないことが判明している。また、秋田県が本年3月に策定した「新秋田元気創造プラン」でも、賃金水準格差は人口の社会増減に直結する要因と指摘されている。

生産年齢人口の流出を防ぎ、企業の人材を確保し発展させていくためにも、最低賃金の地域間格差を是正することが必要である。

3. 一方で、コロナ禍における経済停滞の長期化、ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響等による原材料コストの増加等により企業の経営状態が悪化する中で、企業の存続のため最低賃金引上げの凍結を求める意見もなお強い。企業が最低賃金の引上げに対応できるようにするために、新型コロナウイルス感染症拡大によりなお影響を受けている企業への支援策のほか、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策である「業務改善助成金」制度の抜本的な改革が必要である。

以上より、秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める。という内容となっております。以上です。

#### ○赤坂会長

ただ今の説明について、何かご質問、ご意見などありましたら発言して下さい。

特にないようですので、それでは3点目の専門部会の委員について事務局から説明してください。

○佐々木賃金室長

専門部会の委員について、事務局から報告させていただきます。

資料番号7、秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿をご覧ください。

第1回本審議会における議決に基づき推薦公示を行った結果、労使団体から推薦のあった各3名、合計6名の委員と、公益委員3名を合わせた合計9名となっており、全て本審議会の委員の皆様となっております。

ご確認いただくと共に、委員の皆さまにはどうぞよろしくお願いたします。以上です。

○赤坂会長

ただ今の専門部会委員の名簿について、何かご質問などありませんか。

特にないようですので、ほかに事務局から説明することはありますか。

○小林賃金指導官

事務局で作成しております参考資料集について説明いたします。

6月29日の第1回本審で配付させていただきました委員の皆様の参考資料集につきまして、資料目次の青書きとなっております資料7件につきまして最新の資料を追加配付させていただいております。前回配付した資料の上に重ねて綴じていただければと思います。また、前回参考資料を配付していなかった委員の皆様の参考資料ファイルは最新のものに更新しておりますので、そのままお使いいただければと思います。

今回更新した資料について簡単にご説明いたします。

資料2「秋田財務事務所発表資料「県内経済情勢報告（令和4年7月判断）」」です。1ページの総論「総括判断」では「緩やかに持ち直しつつある」としてまいります。

資料9「秋田県発表「消費者物価指数 秋田市（令和4年5月分）」」ですが、総合指数、前月比0.2%の上昇、前年同月比は3.7%上昇となっております。

資料12「秋田県発表「毎月勤労統計調査地方調査結果速報（令和4年4月分）」」です。1ページの結果の概要を見ますと事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は243,930円で前月比は3.1%増、前年同月比では1.5%増となっております。

資料13「秋田県内の雇用情勢（令和4年5月分）」です。有効求人倍率は1.52倍で、前月比0.01ポイント増となっております。概況の県内雇用情勢は「改善の

動きが続いている。ただし、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある。」といった状況となっています。

資料14「日本銀行秋田支店発表「県内金融経済概況（2022年7月22日）」」ですが、基調判断の県内概況は「県内景気は、持ち直しているものの、足もと感染症の再拡大の影響がみられる。」としています。

資料15「日本銀行秋田支店発表「秋田県内全国企業短期経済観測調査結果（2022年6月調査）」」ですが、業況判断はほとんどの産業で3月から改善されていますが、鉄鋼・金属製造業で20ポイントのマイナス。宿泊・飲食サービス業では依然として70ポイントの大きなマイナスとなっています。

更新した資料については以上でございますが、参考資料の追加資料として「消費者物価指数」と「企業物価指数」に関する資料を本日、机上配付しておりますので、参考としていただければと思います。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の資料の説明について、何かご質問などありませんか。

○井上委員

資料番号とはどこに書いてあるのですか。

○小林賃金指導官

前回お配りした資料にインデックスがありますが、今回お配りした資料の目次に資料番号記載をしてあります。一つ一つ項目ごとには資料番号は記載しておりません。

○井上委員

前回のものと照合していかなければならないということですか。

○小林賃金指導官

そうです。前回の資料のとおりです。

○赤坂会長

インデックスがないのでわかりにくいですが、目次の青い順番に綴られているようです。

ほかに、何かありますか。

特になければ、以上をもって本日の議題はすべて終了となりますので進行を事

務局にお返しします。

○佐々木賃金室長

次回の本審は、先ほどの審議日程(案)でお示ししたとおり、8月3日に目安の伝達ができれば、秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無等について、8月5日の金曜日に開催することとなっております。

3日に目安伝達ができない場合は、8月5日の本審は開催せず、8月8日に開催する予定です。

日程の変更が生ずるような場合は、事務局から改めて各委員に日程調整の連絡をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○小林賃金指導官

机上の封筒の中に、第3回の本審開催通知が入っておりますのでご確認願います。

なお、8月8日以降の日程について、開催通知と同じ封筒の中に日程調整連絡票を入れさせていただいております。現時点でお分かりになる場合は、ご記入の上、事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

また、現時点でご不明な場合は、後日、メールまたはFAXでご提出くださいますようお願いいたします。

○佐々木賃金室長

それでは、これをもちまして本年度第2回秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。ありがとうございました。

○長岐委員

日程について質問があります。8月3日に伝達ができるか出来ないかの判断は何時頃ですか。

○佐々木賃金室長

先ほども申し上げましたが本日、目安小委員会を行っており、そこでまとめれば引き続き本審への答申となりますので、明日の朝にはわかっているものと思われれますので、明日のお昼までには連絡できると思います。

○立花労働基準部長

一番早いのは全国ニュースかと思います。室長が言っているように明日の昼と

は言っていますが、場合によっては17時くらいまでと考えていただければいいかもしれません。17時より早ければわかった時点でお伝えできればと思います。

○佐々木賃金室長

ほかに何かございますか。

先ほど説明しました日程調整表はゆっくり記入していただいて構いませんので出来ましたら事務局に提出していただいて、本日、記入出来ない方は後でメールかFAXで結構ですので、提出いただきますようお願いいたします。

それでは最後になりますが、本日の審議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。